

ベラルーシ

商標規則

ベラルーシ共和国閣僚会議決議

2009年12月28日第1719号

2020年5月7日改正

目次

第 I 章 商標及びサービスマークの登録出願の作成

第 1 節 総則

第 2 節 商標

第 3 節 出願及びその添付書類

第 II 章 出願審査

第 4 節 出願の提出

第 5 節 代理

第 6 節 特許庁との通信

第 7 節 予備審査

第 8 節 予備審査に基づいて行われる決定

第 9 節 実体審査

第 10 節 商標の優先権の決定

第 11 節 正確に作成された資料を請求する照会書

第 12 節 照会書に対する応答の期限の延長

第 13 節 出願資料に対する追加, 更新又は補正

第 14 節 団体標章出願から商標出願への変更

第 15 節 出願の検討への出願人の参加

第 16 節 実体審査の結果に基づく決定

第 17 節 再審査の実施

第 18 節 出願の取下げ

第 19 節 出願書類の閲覧

第 III 章 商標登録, 修正及び登録有効期間の延長並びに商標の法的保護の終了

第 20 節 商標の登録簿への登録, 登録証の発行及び登録に関する情報の公告

第 20-1 節 外国における商標登録及び国際登録

第 21 節 商標登録に対する修正

第 22 節 商標登録の更新

第 23 節 国内商標登録の国際登録による代替, 国際登録から国内出願への変更及び登録証 副本の発行

第 24 節 商標の法的保護の終了

第 I 章 商標及びサービスマークの登録出願の作成

第 1 節 総則

(1) 本規則では、次の用語、定義及び略語が適用される。

「団体標章」とは、人の団体であって、その設立及び活動が当該団体が設立された国の法律に反しないものの商標を意味するものとし、これらの者が製造及び/若しくは販売する製品又はこれらの者が遂行する労役及び/若しくは提供するサービスであって、共通の特徴又はその他の共通の全般的特性を有するものを指定することを目的とする。

「商品の一覧」とは、商標登録を求める商品、労役及び/又はサービスの一覧を意味する。

「出願」とは、標章の商標としての登録の願書を意味する。

「所有者」とは、商標がその名義で登録されている法人又は個人を意味する。

「特許代理人」とは、認証を受け、かつ、ベラルーシ共和国の特許代理人の国家登録簿に登録された個人を意味する。

「パリ条約」とは、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約を意味する。

「マドリッド協定」とは、1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定を意味する。

「議定書」とは、1989年6月18日の標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書を意味する。

「WIPO」とは、世界知的所有権機関を意味する。

「国際事務局」とは、WIPOの国際事務局を意味する。

「条約優先権」とは、パリ条約第4条に従う最初の出願の出願日に基づく商標の優先権を意味する。

「最初の出願」とは、パリ条約の同盟国である外国において出願人が行った出願を意味する。

「博覧会優先権」とは、パリ条約の同盟国の1の領域内で開催された公式又は公認の国際博覧会において商標を付した展示物の公開展示が開始された日に基づく商標の優先権を意味する。

「ニース分類」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類を意味する。

「同種の商品」とは、同一の種類の商品であって、類似の標章が付された場合に、当該商品が同一の製造者により所有されているという印象を消費者に与える虞があるものを意味する。

「登録証」とは、商標登録証を意味する。

「CMYK カラーモデル」とは、減法混色法を意味する。

出願における出願された標章に関する情報の表示、商標の登録簿への記入、商標登録に関する情報の公告及び登録証の作成のための標準フォントとして、Times New Roman フォントを認める。

第 2 節 商標

(2) 商標とは、ある者により所有されている商品、労役及び/又はサービス(以下、別段の指示がない限り「商品」という)を他人により所有されている同種の商品から識別するのに役立つ標章である。

(3) 商標として登録することができる標章は、「商標及びサービスマークに関して」のベラルーシ共和国法(以下「法」という)第1条(2)に定める。

(4) 固有名詞を含む言語標章とは、単語、単語の組合せ、言語的性質を有する文字の組合せ又は文の形態の標章をいう。

(5) アルファベット標章とは、文字から構成され、かつ、言語的性質を有さない標章をいう。

(6) 数字標章とは、数字から構成される標章をいう。

(7) 言語、アルファベット及び数字標章は、特別なフォント又はグラフィックデザインを伴わないキリル若しくはラテン文字又はアラビア数字によるものとする。

(8) 色彩の組合せとは、2以上の色彩の組合せの形態の標章をいう。

(9) 図形標章とは、生物、物、自然及びその他の場所の画像並びに平面を含む任意の形状の図形、線及び点の構成の形態の標章をいう。

(10) 商品の形状又はその包装を含む立体標章とは、物品又は形状の形態の立体標章をいう。

(11) 結合標章とは、言語、数字、アルファベット、図形、立体等の様々な要素の組合せを含む標章をいう。

さらに、結合標章とは、特別なフォント又はグラフィックデザインを特徴とする単語、文字及び/又は数字を含む標章もいう。

(12) 商標は、如何なる色彩によっても又は色彩の組合せによっても登録することができる。

(13) 次の標章については、商標登録は認められない。

13.1. 識別性を有さない標章

13.2. 一定の種類の商品を表示するために慣習的に使用されるようになった標章

13.3. 一般的な記号及び用語である標章

13.4. 商品のタイプ、品質、数量、特性、目的、価額並びにその製造又は販売の時期、場所及び方法に係る記号及び/又は表示をその主要部として含む標章

13.5. 商品の形態又は包装であって、専ら又は主として、商品の性質若しくは特性、技術的成果を得る必要性又は商品の本質的価値により決定されるものを表す標章

(14) 識別性を有さない標章とは、特に、特別なグラフィックデザインを伴わない単一の文字又は数字、単一の線、単純な幾何学的図形、数学記号及びこれらの組合せであって、それを構成する個々の要素と質的に異なる視覚的解釈レベルを有する構成を形成しないもの、商品の写實的又は図式的画像(立体商品の画像を含む)であって、当該商品を指定する商標として登録出願されたもの、法人の名称の一般的な略称等の形態の標章をいう。

(15) 一定の種類の商品を表示するために慣習的に使用される標章とは、商標として先に登録され、かつ、特定の商品に使用される標章であって、異なる製造者が製造する同一の商品又は同一の種類の商品が長年使用された結果として、一般用語となったものをいう。

(16) 一般的な記号である標章とは、特に、出願における商品の一覧に明示された商品が関係する産業又は活動領域を象徴する標章及び科学技術において使用される記号をいう。

一般的な用語である標章とは、科学技術の特定の分野に特有の語彙単位をいう。

(17) 商品のタイプ、品質、数量、特性、目的又は価額及びその製造又は販売の時期、場所又は方法を表示するために使用される記号及び/又は表示から主要部が構成される標章と

は、特に、これらの商品の標章として登録出願された商品の一般的な名称、商品の品質カテゴリーの標章、商品の特性の表示(賛美的性質のものを含む)、材料又は原料組成の表示、商品の重量、容量、価格、商品の製造日の表示、製造履歴に関する情報、法人の具体的名称、製造者及び仲介企業の住所並びに商品の製造地を表示すると解釈することができる地理的名称から一部又は全部が構成される標章をいう。

(18) (13)13.1. から 13.3. まで及び 13.5. に定める標章は、商標の主要部を構成しない限り、商標に保護されない要素として含めることができる。

(19) (13)は、標章の出願日までにその使用の結果として実際に識別性のある特徴を獲得している標章には適用しない。

(20) 国の紋章、旗章又は記章、正式な国名、国際政府間機関の旗章、記章又は略称若しくは完全名称、監督用及び証明用の公の記号又は印章、勲章又はその他の栄誉章を表す記号又はそれと混同を生じる程度に類似の標章のみから構成される商標の登録は、認められない。当該記号は、法律に別段の規定がない限り、適切な所管団体又は所有者の同意がある場合に限り、商標に保護されない要素として含めることができる。

(21) 次の標章については、商標登録は認められない。

21.1. 商品、その原産地又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞がある標章

21.2. ベラルーシ共和国が締結した国際条約により保護されているぶどう酒又は蒸留酒の原産地の表示であって、当該場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を示すものを表すか又は含む標章、又は

21.3. 公益、人道主義及び道徳性の原則に反する標章

(22) 商品、その原産地又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞がある標章とは、特に、現実に対応しない製品の一定の品質、その製造者又は原産地のイメージを消費者の心に生じさせる標章をいう。

標章は、その要素の少なくとも1が虚偽であるか又は誤認させる虞がある場合は、虚偽であるか又は誤認させる虞があるとみなされる。

(23) 公益又は人道主義及び道徳性の原則に反する標章とは、特に、慣習、道徳又は宗教的信念に反する標章、猥褻な内容を有する単語及び画像、人間の尊厳及び宗教的感情を害する非人道的性質の訴求並びにロシア語、ベラルーシ語又はその他の言語の綴字規則に対応しないことが明白な方法で綴られた単語をいう。

(24) 次のものと同一又は混同を生じる程度に類似の標章については、商標登録は認められない。

24.1. 同種の商品に関して、ベラルーシ共和国において他人の名義で登録又は登録出願され、かつ、先の優先権を有する商標

24.2. 同種の商品に関して、ベラルーシ共和国が締結した国際条約によりベラルーシ共和国において保護されている他人の商標、又は

24.3. 如何なる商品に関しても、ベラルーシ共和国において周知と認定された他人の商標

(25) (24)に定める商標の中の1の商標と混同を生じる程度に類似の標章の登録は、(180)に規定する要件と合致して作成された前記商標の所有者の書面による許可がある場合に限り認められる。

(26) ベラルーシ共和国において保護されている地理的表示及び先の優先日を有する地理的

表示として登録出願された標章と同一又は混同を生じる程度に類似の標章については、如何なる商品に関する商標登録も認められない。ただし、個別化のために地理的表示が登録されたものと同一の商品に関して商標登録が実施されることを条件として、当該地理的表示又はそれと混同を生じる程度に類似の標章が、当該地理的表示に対する排他権を有する者の名義で登録された商標に保護されない要素として含まれる場合はこの限りでない。

(27) 次のものと同一又は混同を生じる程度に類似の標章については、同種の商品に関する商標登録は認められない。

27.1. ベラルーシ共和国においてそれに対する権利が他人により所有されている工業意匠であって、登録出願された商標と比較して先の優先権を有するもの

27.2. ベラルーシ共和国における保護されている新品種の名称であって、ベラルーシ共和国におけるそれに対する権利が登録出願された商標の優先日前に他人に付与されたもの、又は

27.3. ベラルーシ共和国において保護されているブランド名(又は当該ブランド名の個別の要素)であって、ベラルーシ共和国におけるそれに対する権利が登録出願された商標の優先日前に他人に付与されたもの

(28) 次のものと同一の標章については、商標登録は認められない。

28.2. ベラルーシ共和国において著名な科学的、文学的又は美術的作品の名称、当該作品からのキャラクター又は引用、美術的作品又はその一部であって、権利所有者の同意がないもの。ただし、各作品に対する権利が登録出願された商標の優先日前に付与された場合に限る。

28.3. 同種の商品に関して、ベラルーシ共和国において登録されたマスメディア放送局の名称であって、その創設者の許可がないもの、又は

28.4. ベラルーシ共和国において公知の者の姓、名、父称(もしあれば)、雅号又はそれらから派生した標章、肖像画又は模写であって、その者又はその相続人の同意がないもの

(29) 28.2. 及び 28.4. に定めるもの及び人の知名度は、商標登録出願された標章の優先日において決定される。

第3節 出願及びその添付書類

(30) 出願は、1の商標のみに関するものとする。

(31) 出願は、法第6条(4)に規定する要件を遵守しなければならない。

(32) 出願は、国家科学技術委員会が決定する様式で、ベラルーシ語又はロシア語により提出するものとし、必要な情報を含まなければならない。

(33) 出願人は、「願書」という語の上の欄に記入してはならない。

出願は、標章の商標登録の願書を含まなければならない。

(34) 願書の第1欄は、ベラルーシ語又はロシア語による出願人に関する次の情報を含まなければならない。

設立書類による法人の完全名称又は個人の姓、名、父称(もしあれば)。姓は、名の前に表示するものとする。

出願人の所在地又は居住地(所在国又は居住国を含む)並びに出願人の電話(ファクシミリ)番号及び電子メールアドレス(もしあれば)。出願人の所在国又は居住国は、定めがある場合は、WIPO標準ST.3コードを使用して表示しなければならない。

「通信宛先」欄に、出願人は、郵便規則に従うベラルーシ共和国の領域内の通信宛先及び名

宛人の名称並びに電話(ファクシミリ)番号及び電子メールアドレス(もしあれば)を表示する。通信宛先が表示されていない場合は、すべての通信を出願人の宛先に送付する。

(35) 外国の法人の名称及び所在地並びに外国の個人出願人の姓、名、父称(もしあれば)及び居住地は、キリルアルファベットが出願人の所在国又は居住国において使用されない場合は、更にラテンアルファベットにより表示しなければならない。出願人の所在国又は居住国は、定めがある場合は、WIPO 標準 ST.3 コードを使用して表示する。

(36) 外国の法人及び個人については、次の情報をラテン文字により表示することができる。

法的形態及びその法令に基づいて法人が設立された国(又は国の行政区域単位)及び出願人の国籍

(37) 願書の第2欄に、特許代理人の姓、名及び父称(もしあれば)、その登録番号、電話(ファクシミリ)番号並びに電子メールアドレス(もしあれば)を表示する。

(38) 出願人がその出願の出願日前の優先権を主張しようとする場合は、願書の第3欄に、主張する優先日を表示する。

条約優先権を主張する場合は、最初の出願の出願日、出願国及び出願番号を表示する。

博覧会優先権を主張する場合は、博覧会における展示物の公衆への展示の開始日及び当該博覧会の開催地を表示する。

国際出願の優先日に基づいて優先権を主張する場合は、優先日及び国際登録番号を表示する。国際出願において条約優先権が主張された場合は、これを願書の適切な欄に表示する。分割出願を行う場合は、出願人は、行おうとする出願の分割の元となった原出願の出願日及び出願番号を表示する。

(39) 願書の第4欄に、写真、印刷物又はコンピュータグラフィックス生成画像の形態の出願しようとする標章の画像を、8×8cmの大きさの所定の四角枠内に配置する。

特別な印刷又はグラフィックデザインを伴わない言語、アルファベット又は数字標章を除き、標章の最も遠い2点間の距離は、1.5cmを下回ってはならない。

(40) ラベルを商標として登録出願しようとする場合は、ラベル自体を標章の画像として提出することができる。ラベルは、少なくとも製造者の名称及び製品の名称を含む場合は、標章とみなされる。

ラベルが10×15cmよりも大きい場合は、縮小した画像を提示する。当該画像は、願書の第4欄の四角枠内に収まらない場合は、出願の付属書類として別紙にて提出する。

(41) 立体標章を商標として登録出願しようとする場合は、当該標章の立体性を示すその平面のグラフィック又は写真画像を提出する。出願人は、標章の1又は複数の異なる図(例えば、上面、底面、正面及びその他の図)を含めることができる。

(42) 出願しようとする標章の画像は、商標保護を求めるものと同一の色彩又は色彩の組合せでなければならない。

(43) 出願しようとする標章の画像は、高いグラフィック品質を有し、かつ、グラフィック複製に適したものとする。標章のすべての図形要素は、明瞭かつ明確なものとし、言語要素は、読みやすいものとする。

(44) 必要な場合は、次の情報を願書の第4欄に表示する。

- ・ 標準フォントによる標章
- ・ 立体標章、及び

・団体標章

出願人は、標章が白黒であるか又はカラーであるかを表示する。

標章がカラーで出願される場合は、当該標章の色彩の名称又はコード(CMYK カラーモデルコード)を表示する。標章の色彩の名称又はコードは、標章において実際に使用される色彩に対応しなければならない。

標章が外国語により出願される場合において、標章が意味論的意味を有するときは、そのロシア語又はベラルーシ語への音訳及び翻訳を提示しなければならない。

(45) 出願人は、出願しようとする標章の性質を明瞭化し、特定するために必要な場合は、前記標章の説明を提示しなければならない。説明は、審査のためにのみ用いられ、特に、次の場合に提示することができる。

言語標章又はその一部が意味を有さない場合は、その成り立ちを表示することができる(例えば、複数の単語の最初の音節、略語、造語等)。

言語標章がベラルーシ語及び/又はロシア語において一般的でない場合(例えば、特殊用語、歴史的名称又は廃語)は、その意味論的意味を表示することができる。

言語標章がベラルーシ語又はロシア語によるものでない場合は、そのベラルーシ語又はロシア語のアルファベットへの音訳を提示することができ、標章が意味論的意味を有する場合は、その翻訳もまた提示することができる。

標章又はその一部がグラフィックである場合は、そのすべての構成要素の説明を提示し、その意味論的意味(もしあれば)を表示する。

標章が立体である場合は、その特別な特性を表示することができる。

標章の説明は、出願様式に収まらない場合は、出願の付属書類として別紙にて提出する。

(46) 標章が保護されない要素を含むと出願人が考える場合は、当該要素を出願に表示することができる。

(47) 添付しようとする書類及び各書類の対応する枚数を願書の第5欄に表示する。

(48) 願書の第5欄には登録を求める商品を含まなければならない。商品は、出願日において有効なニース分類の版に従って類に区分するものとし、正確な用語(ニース分類の用語)により特定しなければならない。

(49) 商品の各群の前に、商品の群が属するニース分類の類番号を付す。商品の群は、ニース分類の類と同一の順序で表示する。

(50) 分割出願の商品の一覧には、原出願の商品の一覧に含まれる商品のみを含めるものとし、分割出願の商品は、原出願の商品の一覧に残存する商品と同種でないものとする。

(51) 商品の一覧は、願書の第6欄内に収まらない場合は、出願の付属書類として別紙にて完全に提示するものとし、出願しようとする類の番号を願書の第6欄に昇順で記入する。

(52) 出願が署名日を表示することなく提出された場合は、署名日は、特許庁への出願の提出日とする。

(53) 出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、出願には、当該法人の長又は署名する権限を有する者が署名するものとし、署名者の役職、姓及びイニシャルを表示する。

(55) すべての書類の署名は、普通文字に書き換える(署名者の役職、姓及びイニシャルを表示する)。

出願が商品の一覧、出願しようとする標章の説明又はその画像が記載された追加紙面を含む場合は、最終紙面に指定の手順で署名するものとし、その他の紙面に署名者が裏書きする。

(56) 出願には、法第6条(6)第1段に定める書類を添付するものとし、当該書類は、出願とともに又は特許庁によるその受領日から2月以内に提出しなければならない。

(57) 団体標章の出願を行う場合は、団体標章規約を出願に添付しなければならない。

団体標章規約は、出願とともに提出するものとし、団体標章の登録を出願する権限を有する者の法人名又は姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)、商標を使用する権利を有する者の一覧、その登録の目的、団体標章を付そうとする商品の全般的特性、その使用の条件、その使用の監督手続並びに団体標章に関する規約の違反についての責任を含む。

団体標章規約には、前記団体標章を使用する権利を有するすべての者が署名する。

(58) 条約優先権又は博覧会優先権を主張しようとする場合は、当該主張の有効性を確認する書類を、法第7条(4)に規定する期限内に特許庁に提出する。

(59) 必要な場合は、出願人は、次のものを出願に添付することができる。

59.1. 商標において国の紋章、旗章又は記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章、記章又は略称若しくは完全名称を使用することに対する関係所管当局又は所有者の同意。ただし、前記要素又はそれと混同を生じる程度に類似の要素が登録出願された標章に含まれる場合に限る。

59.2. 勲章又はその他の栄誉章が登録出願された標章に含まれる場合は、その詳細の正確性を確認する書類(例えば、公文書の認証抄本、賞状の写し等)

59.3. 商標において監督用及び証明用の公の記号若しくは印章又はそれと混同を生じる程度に類似の画像を使用することに対する関係所管当局又は所有者の同意。ただし、前記要素が登録出願された標章に含まれる場合に限る。

59.4. (41)に従う登録出願された立体標章の様々な投影画像(6種類以下)及び/又はその見本、及び

59.5. 外国語による商品の一覧

(60) 商標において国の紋章、旗章又は記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章、記章又は略称若しくは完全名称、監督用及び証明用の公の記号又は印章並びに勲章又はその他の栄誉章を使用することに対する関係所管当局又は所有者の同意は、所管当局又は所有者のレターヘッドにて提供する。当該書類には、権限を有する者が署名し、かつ、法律上印章を使用しない権利を有する法人を除き、印章による認証を行う。

公文書の抄本、賞状の写し及びその他の類似の書類には、公証又は発行機関の認証を受けなければならない。

(61) 登録出願された標章の画像を除き、各書類を1部のみ提出する。

(62) 出願内に含まれる画像に加えて、出願人は、次のものを提出する。

商標が白黒で登録出願される場合は、8×8cmの白黒画像5部

商標がカラーで登録出願される場合は、8×8cmのカラー画像5部及び白黒2部

商標が標準書体により登録出願される場合は、追加画像の提出を要さない。

(63) 出願人が外国語により提出する書類には、ベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付する。前記書類は、当該書類の受領日から2月以内にその翻訳文が受領された場合は、特許庁による当該書類の受領日に提出されたとみなされる。その他の場合は、前記書類は、その翻訳文の受領日に提出されたとみなされる。

翻訳文には、出願人又はその特許代理人が署名する。

第 II 章 出願審査

第 4 節 出願の提出

(64) 出願は、特許庁に直接提出するか又は郵便により送付する。

(65) 出願は、出願人自身が又は特許代理人を通じて提出することができる。

(66) 特許庁が受領した出願には、登録番号を付与し、かつ、特許庁による受領日を付す。外国語により提出された出願は、受理されないものとし、これを提出した者に返却される。

(67) 登録された出願の資料は、返却されない。

第 5 節 代理

(68) 出願人は、出願を取り扱い、かつ、出願の審査中(交渉中又は審査会議時を含む)に生じた事項において出願人を代理する特許代理人を選任することができる。特許代理人は、出願前に又は手続遂行過程において選任することができる。

(69) 外国に恒久的な所在地又は居住地を有する出願人は、ベラルーシ共和国が締結した国際条約に別段の規定がない限り、ベラルーシ共和国における商標の出願及び登録に関する事項を特許代理人を通じて取り扱う。

(70) 特許庁における特許代理人の権限は、委任状により証明される。

特許庁において出願人を代理するための委任状は、出願人又は出願人の特許代理人(代理により)が発行することができる。

(72) ロシア語及び英語による委任状様式は、国家科学技術委員会が決定する。

出願人は、委任状様式の必要なすべての項目に記入し、付与しようとする権限を表示する。出願人が委任状様式にベラルーシ語又はロシア語以外の言語により記入した場合は、出願人又はその特許代理人が署名したそのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を別紙にて提出しなければならない。

(73) 委任状様式の原本を特許庁に提出する。

手続遂行のために、関係する出願資料には、委任状様式の写しを添付し、特許庁は、その正確性を確認する。

(75) 委任状様式は、既存及び将来の 1 又は複数の出願を対象とすることができる。

(76) 委任状の有効期間は、ベラルーシ共和国民法第 187 条に定める期間を超えてはならない。

出願人又はその法律上の承継人は、関係する請願を特許庁に提出することにより、委任状に表示された権限を終了させることができる(委任状の取消し)。特許代理人の権限は、特許庁による当該請願の受領日に終了したとみなされる。

(77) 代理を辞退する場合は、特許代理人は、その旨を委任状を発行した出願人及び特許庁に通知する。

(78) 特許代理人の権限の範囲内にある特許代理人による行為又は特許代理人に対する特許庁による行為は、出願人による行為又は出願人に対する特許庁による行為と同一の効果を有する。

第 6 節 特許庁との通信

(79) 通信は、各出願について個々に実施する。

(80) 特許庁は、出願人と通信する。出願人が特許代理人を選任した場合は、通信は、特許代理人と実施する。

出願に関する通信が出願人の特許代理人により実施される場合は、特許代理人による通信の受領日又は提出日が、出願人による通信の受領日又は提出日であるとみなされる。

(81) 出願が提出された後に特許庁に提出される資料は、出願登録番号への言及を含まなければならない。出願登録番号を含まない資料は、出願番号を間接的に特定することができない限り、検討されることなく返却される。

資料には、それを特許庁に提出する者が署名する。ベラルーシ共和国の法人の代理として提出される資料には、当該法人の長又はその他の権限を有する者が署名するものとし、署名者の役職、姓及びイニシャルを表示する。

(82) ファクシミリ又は電子メールにより先に送信された書類の原本は、ファクシミリ又は電子メールによる写しの送信時間を表示したカバーレターとともに、前記写しの受領日から1月以内に提出しなければならない。この条件が満たされた場合は、ファクシミリ又は電子メールにより写しが受領された日が、書類の受領日であるとみなされる。

書類の原本が前記期限後に若しくはカバーレターなしに受領された場合又はファクシミリ若しくは電子メールにより受領された写しが提出された書類の原本と同一でない場合は、当該書類は、原本の受領日に受領されたとみなされる。ファクシミリ又は電子メールにより受領された写しの内容は、その後考慮しないものとし、その旨を送信者に通知する。

(83) ファクシミリ又は電子メールにより送信された書類は、原本が提出されるまでは、受領されていないとみなされる。

(84) ファクシミリ又は電子メールにより送信された書類又はその一部が判読不能であるか又は受領されない場合は、関係する書類又はその一部は、原本の受領日に受領されたとみなされる。

当該書類又はその一部は、出願人が判読不能な部分を除外した場合は、ファクシミリ又は電子メールにより送信された写しの受領日に受領されたとみなすことができる。

(85) 特許庁における手続遂行は、ベラルーシ語又はロシア語により実施する。

第7節 予備審査

(86) 予備審査は、法第9条(1)に規定する期限内に行う。

特許庁が提出された出願についての照会書を出願人に送付した場合は、予備審査の期限は、特許庁がその照会書に対する応答を受領する日まで停止される。

(87) 法第9条(2)に従って、予備審査の目的は、特許庁に提出された書類の内容及び様式を検査することである。

(88) 予備審査は、次のことを含む。

- ・ 特許庁が受領した書類一式の完全性及びその様式の正確性を検証すること
- ・ 手数料の納付の正確性を検証すること
- ・ 条約又は博覧会優先権を確定すること(優先権が主張されている場合)
- ・ 商品の一覧及びニース分類の現行版に従うその分類の正確性を検証すること、及び
- ・ 分割出願の商品の一覧を原出願の商品の一覧と対応するか否かについて検査すること

(89) 予備審査中に、次のものの存在及び所定の要件の遵守が検証される。

89.1. 出願様式

89. 2. 出願人の法人名又は姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)並びにその所在地又は居住地の表示

89. 3. 登録出願された標章

89. 4. 商品の一覧

89. 5. 登録出願された標章の説明(もしあれば)

89. 6. 出願が特許代理人により提出された場合は、特許代理人の姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)、その登録番号並びに電話(ファクシミリ)又は電子メールアドレス(もしあれば)の表示

89. 7. 特許庁において出願人を代理するための委任状

89. 8. 出願及び出願された標章の審査に係る手数料の納付の証拠を示す書類

89. 9. 条約優先権が主張されている場合は、最初の出願の写し

89. 10. 博覧会優先権の主張の有効性を確認する書類

89. 11. 団体標章の登録出願が行われた場合は、団体標章規約、及び

89. 12. 出願に添付された外国語による書類の翻訳文

(91) 所定の手数料の納付の証拠を示す書類及び/又は特許代理人の権限を証明する書類が法第6条(6)第1段に定める期間内に提出されない場合は、出願はなかったとみなされ、その旨を出願人に通知する。

(92) 2以上のニース分類の類についての商標登録出願の場合において、出願人が提出した納付確認書類により、納付された手数料の金額が追加の類数と対応しないことが判明したときは、出願人に対し、通知の受領日から2月以内に所要の追加納付を行うか又は納付された手数料と対応する商標登録出願を行おうとするニース分類の類を表示するよう求める。

所定の期限内に不足している手数料の納付の証拠を示す書類が提出されなかった場合は、審査は、出願人が表示したニース分類の類について又は出願人が表示をしていない場合は、出願の商品の一覧に最初に掲載されたニース分類の類についてのみ実施する。

(93) 博覧会又は条約優先権の主張の有効性を確認する必要な書類が提出された場合は、特許庁は、予備審査中に第10章に従って前記優先権を確定することができる。

(94) 予備審査中に、特許庁は、出願人が正確に商品の名称を作成し、分類しているか否かを検証する。

予備審査中に、特許庁は、出願人が出願された商品を指定するために使用した用語が特定のニース分類の類の特定の商品と明確に対応するか否か及び出願人が商品をニース分類の類に正確に区分しているか否かを検証する。

審査官が曖昧、不正確又は不明瞭である商品の名称を特定した場合は、明瞭化の請求を出願人に送付する。

出願された商品の一覧の大部分が要件を遵守していない場合は、請求は、出願された商品の一覧全体に言及し、出願人がとることを期待される措置を明示することができる。

出願された商品の一覧の分類の正確性を審査した結果としてニース分類の実際の類数が増加した場合は、追加の類に係る所定の手数料を納付する必要がある旨を出願人に通知する。

(95) 分割出願の商品の一覧の検査は、次の事項を確認する。

- ・分割出願に表示された商品が原商標出願において出願されたこと、及び
- ・分割出願における商品が原出願に残存する商品と同種でないこと

(96) 予備審査により出願及びその添付書類が所定の要件を遵守していないことが判明した

場合は、照会書を出願人に送付し、前記照会書の受領日から3月以内に出願及びその添付書類に対する追加又は補正を行うよう求める。この期限が満了する前に、出願人は、3月以下のその延長を申請することができる。ただし、出願人が所定の手数料の納付の証拠を提出することを条件とする。

(96-1) 出願人が(96)に規定する期限を徒過した場合は、当該期限は、特許庁が出願人の請願により回復することができる。

期限の回復の請願は、出願人が法第14-1条(2)に定める期間内に提出する。ただし、出願人が当該期限の徒過の正当な理由を表示することを条件とする。期限の回復の請願には、提出期限を徒過した書類及び所定の手数料の納付を証明する書類を添付する。

(97) 予備審査中に照会書を送付する理由は、次の通りとする。

97.1. 出願人が所定の様式を遵守していない出願様式を使用したこと

97.2. 出願書類又は社印に記載されている法人出願人の名称又は個人出願人の姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)が法人出願人の実際の名称又は個人出願人の姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)と一致しないこと

97.3. 出願が特許代理人を通じて提出された場合は、出願が特許代理人に関する情報を含まないこと

97.4. 出願された標章の画像が所定の形式に対応していないこと、画質が低いこと又は数が不足していること

97.5. 出願に提示された色彩又は色彩の組合せが出願された標章の色彩又は色彩の組合せと一致しないこと

97.6. 登録出願された商品の一覧の誤記及び不正確又はその分類の誤記及び不正確

97.8. 特許庁において出願人を代理するための委任状が所定の要件を遵守していないこと

97.9. その他の情報及び/又は書類の不足により、出願を検討のために受理することができないこと

(100) 照会書に対する応答が出願を検討のために受理させることができない情報及び/若しくは書類を含む場合、照会書に対する応答がない場合又は出願人が所定の期限内に請求に回答せず、かつ、期限回復の請願を提出しない場合は、出願は検討のために受理されない。

第8節 予備審査に基づいて行われる決定

(101) 予備審査の結果に基づいて、出願を検討のために受理するか又は拒絶するかの決定が行われる。

(102) 出願及びその添付書類が所定の要件を遵守しており、必要な情報及び/又は書類が特許庁の照会により適時に提供されており、かつ、出願及びその添付書類に対する所要の追加又は補正が行われた場合は、出願を検討のために受理する決定が行われるものとし、出願日及び条約又は博覧会優先権(当該優先権主張の有効性を確認するに必要な書類が提供された場合)が決定される。

(103) 法第9条(3)第2段に定める場合は、出願を拒絶する決定が行われる。

(104) 出願を拒絶する決定の通知は、当該決定の理由を含む。

(104-1) 特許庁は、予備審査を受け、その結果が出願を検討のために受理する決定である出願に関する情報を、コンピュータネットワークであるインターネットにおいてその公式ウェブサイト上で公開する。

第9節 実体審査

(105) 実体審査は，出願の予備審査が完了し，その結果当該出願を検討のために受理する決定が行われたときは，法第10条(1)に規定する期限内に行う。

(106) 第10条(2)に従って，実体審査の目的は，次の通りとする。

予備審査により確定されていない場合は，商標の優先権を確定すること，及び法第4条並びに第5条(1)及び(3)に定める標章の商標としての登録の拒絶理由がないことを検証すること

(107) 実体審査は，標章が商標として認定されるために必要な所要の特性を有するか否かを確認するために，標章自体の特別な特徴を取り扱う。

(108) 実体審査は，次のことを含む。

108.1. 予備審査段階において確定されていない場合は，商標の優先権を確定すること

108.2. 出願を取り扱う特許代理人の権限を検証すること，及び

108.3. 法第4条並びに第5条(1)及び(3)に定める標章の商標としての登録の拒絶事由がないことを検証すること

(110) 登録拒絶の絶対的事由は，標章自体の特性に起因する。

(111) 出願された標章を登録拒絶の絶対的事由の有無について検査する際には，出願された標章が法第4条に定める標章の1であるか否か又は当該標章を含むか否かが確定される。

(112) 標章が法第4条(5)に定める標章の少なくとも1をその要素として含む場合は，前記標章は商標として登録することができないと結論付けられる。

(113) 標章が国の紋章，旗章又は記章，正式な国名，国際政府間機関の旗章，記章又は略称若しくは完全名称，監督用及び証明用の公の記号又は印章，勲章又はその他の荣誉章を表す記号又はそれと混同を生じる程度に類似の標章の少なくとも1を含む場合は，適切な所管団体又は所有者の同意が得られているか否かが検査される。当該同意がない場合は，商標登録は認められない。

(114) 標章が，識別性を有さない要素，一定の種類の商品を表示するために慣習的に使用されるようになった要素，一般的な記号及び用語である要素又は商品のタイプ，品質，数量，特性，目的若しくは価額並びにその製造若しくは販売の時期，場所及び方法を表示するために使用される要素の少なくとも1を含む場合は，前記要素が出願された標章中の主要な位置を占めるか否かが検査される。

(114-1) 保護されない要素が出願された標章中の主要な位置を占めるか否かを決定する際には，前記要素の特性，例えばその意味論的意味，空間的位置(大きさ，構成中の位置等)，特別なデザイン特徴(独自のフォント並びにその他のグラフィック手段及び技術，独自の色彩デザイン等の使用)の組合せを評価するのみならず，その構成における前記保護されない要素の役割，当該要素が構成のその他の要素とともに認識される方法(当該要素が新たな意味論的意味を獲得する可能性)及び要素の各々が出願された標章の識別性に与える影響を考慮して，標章の全体の構成も分析する。

(115) 保護されない要素が出願された標章中の主要な位置を占める場合は，前記標章は商標として登録することができないと結論付けられる。

(116) ある標章は，そのすべての要素が他の標章の要素と全く同一である場合は，他の標章と同一とみなされる。

(117) ある標章は、個々の差異に拘らず、全体として他の標章を連想させる場合は、他の標章と混同を生じる程度に類似するとみなされる。

標章間の類似度の評価は、保護されない要素を考慮して、全体的な印象に基づいて行われる。全体的な印象は、主要な言語又はグラフィック要素、その構成及び彩色等を含め、任意の標章特徴により形成され得る。

(118) 同一性及び類似性の検査は、次の段階を伴う。

118.1. 同一及び類似の標章の調査

118.2. 出願された標章と調査中に特定された標章との間の類似度の決定

118.3. 出願された商品と特定された同一又は類似の商標(標章)が登録(出願)された商品との同種性の決定

(119) 同一及び類似の標章の調査は、法第5条(1)及び(3)に定める商標及び標章の中で実施する。

法的保護が法第25条に従って無効になったか又は法第26条に従って終了した商標であって、登録無効に対する審判請求の機会がすべて消尽したものは、調査中に考慮しない。

出願の検討又は商標登録を拒絶された標章であって、拒絶に対する審判請求の機会がすべて消尽したものもまた、考慮しない。

(120) 言語、アルファベット及び数字標章は、次のものと比較される。

特別なフォント又はグラフィックデザインを伴わないキリル若しくはラテン文字又はアラビア数字による言語、アルファベット及び数字標章、及び

特別なフォント又はグラフィックデザインを伴う又は伴わない単語、文字及び/又は数字の組合せを含む結合標章

(121) 言語、アルファベット又は数字標章の類似性は、聴覚的(音声的)類似性、グラフィック上の(視覚的)類似性又は意味の(意味論的)類似性であり得る。

(122) 聴覚的(音声的)類似性は、次の基準に基づいて決定される。

- ・比較される標章における近接音又は類似音の存在
- ・近接音及び音の組合せの互いに対する位置
- ・同一音節の存在及びその位置
- ・標章における同一の音節数
- ・標章内の同一音の組合せの同一の位置
- ・近接する母音構成
- ・近接する子音構成
- ・標章の同一部分の類似の性質
- ・ある標章の他の標章への組込み、及び
- ・強勢

(123) グラフィック上の(視覚的)類似性は、次の基準に基づいて決定される。

- ・全体的な視覚的印象
- ・フォントタイプ
- ・文字の性質(例えば、印刷又は手書き、大文字又は小文字)を考慮したグラフィック表現
- ・文字の互いに対する位置
- ・単語が書かれているアルファベット、及び
- ・色彩又は色彩の組合せ

(124) 意味の類似性(意味論的類似性)は、次の基準に基づいて決定される。

- ・ 標章の概念及び観念の相似性(例えば、異なる言語による同一の標章)
- ・ 論理的強調が置かれ、かつ、それ自体で意味を有する同一の要素の存在、及び
- ・ 標章の概念及び観念の反対の性質

(125) (122)から(124)までに掲げる基準は、個々に又は様々な組合せで使用することができる。

(126) 図形又は立体標章は、次のものと比較される。

- ・ 図形標章
- ・ 結合標章であって、その構成が図形及び/又は立体要素を含むもの、及び
- ・ 立体標章

(127) 図形又は立体標章の類似性は、次の基準に基づいて決定される。

- ・ 外形
- ・ 対称性の有無
- ・ 意味論的意味
- ・ 画像のタイプ及び性質(自然主義的、様式化、戯画化等)、及び
- ・ 色彩及び色調の組合せ

上記に掲げる基準は、個々に又は様々な組合せで使用することができる。

(128) 結合標章は、次のものと比較される。

- ・ 結合標章、及び
- ・ 検査される結合標章に要素として含まれる標章のタイプ

(129) 結合標章の類似性を決定するためには、(122)から(124)まで及び(127)に掲げる基準を使用するものとし、出願された標章中の同一又は類似の要素が占める位置の重要性を審査する。

(130) 商品の同種性を決定する際には、消費者が当該商品が同一の製造者により所有されているという考えを有する基本的な可能性を特定する。

商品の同種性を決定するためには、次の基準を考慮することができる。

- ・ 商品の性質(タイプ)その消費者の特性及び機能的目的(使用の範囲及び目的)、
- ・ 商品が作られている材料のタイプ、
- ・ 商品の補完性又は互換性、
- ・ 販売条件(一般的な販売場所、
- ・ 小売又は卸売網を通じた販売等を含む)、
- ・ 消費者の範囲、商品の伝統的な又は普及した使用等。

商品、労役又はサービスの同種性に関する結論は、全体としての上記の基準の分析に基づいて、消費者が当該商品、労役又はサービスをその性質又は目的に起因して同一の出所のものとする虞がある場合に下される。

(131) 商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて採択された商品の分類は、商品の同種性の評価に影響を及ぼさない。

第10節 商標の優先権の決定

(132) 法第7条(1)に従って、商標の優先権は、特許庁に対する出願の出願日により決定される。出願日は、法第6条(4)にいう書類を特許庁が受領した日とする。

(133) 出願された標章の条約又は博覧会の優先権は、予備審査中に確定されていない場合は、当該出願された標章の審査中に確定することができる。

(134) 法第7条(2)及び(4)に従って条約優先権が主張されている場合は、次の事項が検査される。

134.1. 出願に表示されていない場合は、条約優先権の確定の請求が所定の期限内に提出されたこと

134.2. 出願人が所定の期限内に条約優先権の主張を含む出願を特許庁に提出したこと

134.3. 最初の出願の正当に認証された写しの提出及び特許庁へのその提出時期、及び

134.4. 出願された標章、商品の一覧と最初の出願に含まれる標章及び商品の一覧との対応。この場合、標章が出願される商品の一覧は、最初の出願に表示された商品の一部を含むことができない。

(135) 法第7条(3)及び(4)に従って博覧会優先権が主張されている場合は、次の事項が検査される。

135.1. 出願に表示されていない場合は、博覧会優先権の確定の請求が所定の期限内に提出されたこと

135.2. 出願人が所定の期限内に博覧会優先権の主張を含む出願を特許庁に提出したこと、及び

135.3. 博覧会優先権の主張の有効性を確認する書類の存在及び特許庁へのその提出時期
出願人が提出した書類は、パリ条約の同盟国の1の領域内で開催された公式又は公認の国際博覧会としての博覧会の地位を証明する。当該書類は、商品を展示した者の名称、標章、当該標章が表示する商品の一覧及び前記博覧会における商品の公開展示が開始された日を含む。当該書類には、博覧会の運営又は組織委員会の認証を受けなければならない。

135.4. 出願された標章と展示された商品の標章との対応。ただし、博覧会優先権の主張を伴う標章が出願される商品が博覧会において展示されたことを条件とする。

(136) 博覧会優先権は、条約優先権の主張の所定の期限を延長しない。

(137) 分割出願に基づく商標優先権は、原出願の出願日に従って決定されるものとし又は原出願に基づいて先の優先権を確定する権利がある場合は、当該優先日に従って決定される。その場合、次の条件を満たさなければならない。

- ・分割出願が、原出願に関する決定又は再審査の場合は、再審査結果に関する決定が下される前に出願人により提出されること

- ・原出願が取り下げられていないこと

- ・分割出願が本規則の要件に従って作成されること、及び

- ・分割出願の商品の一覧が原出願の出願日に表示された商品を含み、かつ、当該商品が有効に存続する原出願の商品の一覧のその他の商品と同種でないこと

原出願の番号を表示した標準出願様式を、分割出願と同時に提出する。所定の手数料の納付の証拠を示す書類を出願に添付する。

(137-1) 商標優先権は、法第7条(6)に従って確定することができる。

(138) 出願人が(134)、(135)、(137)及び(237-1)に定める要件を満たさない場合は、商標優先権は、特許庁への出願の提出日において確定される。

第 11 節 正確に作成された資料を請求する照会書

(139) 法第 10 条(3)に従って、実体審査中に、出願人が提出した書類又はそれに含まれる情報が所定の要件を遵守していない場合は、特許庁は、正確に作成された資料の提出を請求する照会書を出願人に送付する。特許庁が出願人が提出した出願についての照会書を出願人に送付した場合は、出願された標章の審査の期限は、特許庁がその照会書に対する応答を受領する日まで停止される。

(140) 予備審査中に照会書を送付する理由は、例えば、次の通りとする。

140. 1. 提出された委任状の失効

140. 2. 分割出願における商品の一覧が原出願における商品の一覧に対応しない場合を含め、出願に表示された分類又は商品の一覧を明瞭化する必要性

140. 3. 商品の一覧の明瞭化の結果として類数が増加した場合は、追加手数料を納付する必要性

140. 4. 商品の全部又は一部について、類似の登録商標又は先に登録出願された標章の特定に関する問題を明瞭化し、解決する必要性

140. 5. 出願において出願人が提供した情報の正確性を検証する必要性

140. 6. 登録拒絶の絶対的事由を排除するために、標章に対して実質的でない変更を行う必要性

140. 7. 商標における法第 4 条(4)に定める標章の使用に対する同意が存在しないこと

140. 8. 出願人の法人名若しくは姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)、その所在地若しくは居住地並びに通信用の郵便宛先若しくは電子メールアドレス(もしあれば)又はその他の情報を検証する必要性、又は

140. 9. 出願された標章の保護されない要素を表示する必要性

(141) 出願人は、審査官により請求された書類を法第 10 条(3)に規定する期限内に提出しなければならない。

出願人が審査官により請求された書類の提出の期限を徒過した場合は、当該期限は、法第 14-1 条に従って、特許庁が出願人からの請願を受領したときは回復することができる。

(142) 出願人が所定の期限内に照会書に対する適切な応答を提出しないか又は前記期限の回復の請願を提出しない場合は、商標登録を拒絶する決定が行われる。

(143) 特許庁は、出願人が照会により提出した書類を受領したときは、出願人がその提出の所定の期限を遵守したか否かを検査する。

(144) 出願人が自発的に提出し、かつ、審査のために受理された追加資料及び出願人が特許庁の請求により提出した書類は、当該書類が出願と合致し、かつ、出願を実質的に変更しないことを確実にするために検査される。

(145) 出願人が自発的に提出し、かつ、審査のために受理された追加資料及び出願人が特許庁の請求により提出した書類は、それにより生じる変更が全体としての出願された標章の認識又はその主たる要素(主要な位置を占め、かつ、全体としての標章の認識に影響を及ぼす要素)の認識に影響を及ぼす場合は、出願を実質的に変更するとみなされる。当該変更は、特に、次のことを含む。

- ・ 標章に新たな要素を含めること
- ・ 主たる言語又は図形要素を標章から削除すること
- ・ 単語要素の音声的又は意味論的変更、及び

・主たる図形要素のグラフィック上の若しくは意味論的変更又は出願された標章の色彩若しくは色彩の組合せの変更

出願人が自発的に提出し、かつ、審査のために受理された追加資料及び出願人が特許庁の請求により提出した書類は、出願に表示されていない商品を商品の一覧に追加する場合は、出願を実質的に変更するとみなされる。

(146) 出願人が自発的に提出し、かつ、審査のために受理された追加資料及び出願人が特許庁の請求により提出した書類が出願を実質的に変更するとみなされる場合は、それに含まれる何れの情報が当該結論の事由となるかを出願人に通知する。

第12節 照会書に対する応答の期限の延長

(147) 提出された出願の予備審査又は審査に関する照会書に対する応答の期限は、出願人からの請求を受領したときは延長することができる。

(148) 提出された出願の予備審査又は審査に関する照会書に対する応答の期限の延長の請願は、照会書に対する応答の期限内に提出しなければならない。

(149) 提出された出願の予備審査又は審査に関する照会書に対する応答の期限の延長の請願とともに、出願人は、所定の手数料の納付の証拠を示す書類を提出する。

(150) 予備審査に関する照会書に対する応答の期限は、3月を超えない期間延長することができる。その場合、予備審査は、対応する期間停止される。

提出された出願の審査に関する照会書に対する応答の期限は、12月を超えない期間延長することができる。ただし、関係する請願が法第10条(3)に規定する期限の満了前に提出されることを条件とする。

第13節 出願資料に対する追加、更新又は補正

(151) 出願人は、商標登録日前の出願資料の検討の如何なる段階においても、出願資料に対する追加、更新又は補正(以下「修正」という)を行う権利を有する。

出願資料、出願人の法人名又は姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)、その所在地又は居住地、通信用の郵便宛先又は電子メールアドレス(もしあれば)及び出願された標章に関する情報に対する修正並びに商品の一覧に対する修正並びに出願に対する権利の移転は、書面による請求を提出することによって行う。

出願人の法人名又は姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)、その所在地又は居住地、通信用の郵便宛先又は電子メールアドレス(もしあれば)、出願された標章及び商品の一覧に対する修正に関する請求並びに出願に対する権利の移転に関する請求は、所定の様式を遵守していない場合は、受理されない。当該請求のための様式は、国家科学技術委員会が決定する。

(152) 出願された標章に関する修正は、実質的でない場合、すなわち、標章の視覚的及び/又は音声的印象の変化をもたらさない場合に限り受理することができる。

(153) 商品の一覧に対する修正は、最初の一覧に含まれない新たな商品の追加をもたらさない場合に限り認められる。

(154) 出願資料に対する修正に関する請求には、出願資料に対する修正に係る手数料の納付の証拠を示す書類を添付しなければならない。手数料の納付の証拠を示す書類が提出されない場合は、当該資料は受理されないものとし、その旨を出願人に通知する。

文法的な、綴りの、句読点の、印刷上の及びその他の明白な誤記の訂正については、手数料

の納付を要さない。

(154-1) 同一の出願人により所有されている複数の出願に対して同一の修正を行う場合は、修正を行うすべての出願の番号を表示して、1の請求を提出することができる。この場合、手数料は、請求に表示された各出願について納付する。

(155) 出願された標章に対して修正を行う場合は、(62)に定める必要な部数の修正後の標章画像を提出する。

(156) 出願に対する権利の移転の請求は、出願人又は出願に対する権利を獲得した者(新たな出願人)が特許庁に提出する。請求には、出願された標章に対する権利を移転する者及び権利を獲得する者の双方が署名する。

出願人が所定の要件を遵守した場合は、出願資料に対する修正を行うものとし、それ以降の通信は、新たな出願人と実施する。

(157) 出願人が所定の要件を遵守しない場合は、提出された資料は検討のために受理されないものとし、出願に対する修正は行わない。この場合、その旨を出願人に通知する。

第14節 団体標章出願から商標出願への変更

(158) 団体標章出願は、商標出願に変更することができる。ただし、次の要件が遵守されることを条件とする。

- ・団体標章出願から商標出願への変更の請求が、変更しようとする出願を登録するか又は登録を拒絶する決定が下される前に、国家科学技術委員会が決定する様式で提出されること
- ・団体標章出願から商標出願への変更の請求には、団体標章登録出願を行った出願人が署名すること
- ・団体標章出願から商標出願への変更の請求には、団体標章を使用する権利を有する者の同意を添付すること、及び
- ・団体標章出願から商標出願への変更の請求には、所定の要件を満たす商標をその名義で登録する権限を有する者が署名した新たな願書を添付すること

(159) 変更しようとする出願の出願人は、団体標章を使用する権利を有する者として掲載された者とする。

(160) 団体標章出願から商標出願への変更の請求を受領したときは、申請が正確に作成されているか否か及び所定の手数料の納付の証拠を示す書類が提出されているか否かを評価するために検査が行われる。

(161) 所定の期限に違反して団体標章出願から商標出願への変更の請求を受領したときは、出願を変更することができない旨を出願人に通知する。

団体標章出願から商標出願への変更の請求が正確に作成されており、かつ、手数料の納付の証拠を示す書類とともに所定の期限内に提出されていることが確認された場合は、当該変更が完了し、出願の優先日及び出願日を維持する旨並びに出願のさらなる検討を本規則に従って実施する旨を出願人に通知する。

(162) 団体標章出願から商標出願への変更は、取り下げられた出願に関しては実施できない。

第15節 出願の検討への出願人の参加

(163) 出願人は、予備審査又は実体審査の過程で生じた問題の検討に参加する権利を有す

る。

(164) 審査の過程で生じた問題は、審査官の照会書に記載することができ、当該照会書はさらに、会議の可否に関して出願人に通知する。出願人は、自らの質問を当該会議の請求に記載することができる。

(165) 出願人は、前記問題の検討に参加する意思を有するか否かに拘らず、所定の期限内に審査官の照会書に応答しなければならない。

(166) 出願人が参加しようとする出願の検討の日時については、事前に合意しなければならない。状況の変化に起因して、当事者の一方が指定の時間に出願の検討に参加することができない場合は、その旨を他方当事者に直ちに通知する。

(167) 出願人又はその特許代理人が日時について最初に合意することなく出願の検討に参加するために出頭した場合は、その参加を拒絶することができる。

(168) 出願人が参加する出願の検討は、交渉により又は専門家会議において実施する。問題を審査官及び出願人が直接解決することができる場合は、交渉が行われる。問題の解決に複数の専門家の参加が必要である場合は、専門家会議が行われる。

第 16 節 実体審査の結果に基づく決定

(169) 出願された標章の審査の結果に基づいて、商標を登録するか又はその登録を拒絶するかの決定が行われる。

(170) 商標を登録する決定は、次の事項を含む。

- ・ 商標として登録されるべき標章
- ・ 標章のタイプ(立体、団体等)
- ・ 出願人の法人名又は姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)並びにその所在地又は居住地
- ・ 出願日
- ・ 商標優先権、及び
- ・ 商標が登録されるべきニース分類の類に区分された商品の一覧
- ・ 商標がカラーで登録される場合は、前記決定は、色彩の名称又はコード(CMYK カラーモデルによる)を表示する。保護されない要素に関する情報は、出願人により提供された場合に限り表示する。

(172) 登録する決定は、商品の一覧全体又はその一部のみについて行うことができる。

(173) 出願人が提出した商品の一覧に明示された商品の何れについても法第 4 条並びに第 5 条(1)及び(3)に従う商標としての登録の拒絶事由が認められない場合は、商品の一覧全体について商標を登録する決定が行われる。

出願された標章が商品の一部のみについて上記の要件を満たす場合は、商品の当該部分のみについて商標を登録する決定が行われる。

(174) 商標を登録する決定は、ベラルーシ共和国が締結した国際条約に基づいて先の優先権を享受する出願の受領に起因して、登録日前に再検討することができる。

(176) 商標登録を拒絶する決定は、商品の一覧全体について行う。当該決定には、法及び本規則に従う商標登録の拒絶理由を記載する。

(177) 実体審査の結果として、標章が商品の一覧の全体について法第 4 条並びに第 5 条(1)及び(3)に定める要件を満たさないことが確定された場合は、商標登録を拒絶する決定が出願人に送付される。

商標登録を拒絶する決定が下される前に、出願人に対し、必要な書類を提出するか又は出願に対して必要な明瞭化を行うよう請求することができる。

第17節 再審査の実施

(178) 出願人は、審査の結果に基づく決定に不服がある場合は、法第10条(6)第1段に規定する期限内に再審査の請願を特許庁に提出する権利を有する。出願人は、前記期間について18月を超えない期間の延長を申請することができる。ただし、当該請願及び所定の手数料の納付の証拠を示す書類が当該期間の満了前に特許庁に提出されることを条件とする。

出願人が再審査の請願の提出の期限を徒過した場合は、当該期限は、法第14-1条に従って特許庁が出願人の請求により回復することができる。

(179) 再審査の結果として、特許庁は、原決定の全部若しくは一部を修正し、かつ、商標を登録することを決定するか又は原決定を変更しないままとすることができる。

(180) 再審査の請願には、出願された標章の登録に対する競合する商標の所有者の同意を確認する書類(以下「同意書」という)を添付することができる。

同意書は、白紙で作成し、原本を出願ファイルに添付して提出しなければならない。同意書は、次の事項を含む。

- ・ 商標の登録に対する同意(承認)を与える者に関する完全な情報であって、その者を競合する商標の所有者として特定するもの
- ・ 商標の登録に対する同意(承認)を得る者に関する完全な情報であって、その者を出願人として特定するもの
- ・ 出願された標章の商標としての登録に対する同意(出願番号及び出願された標章が商標として登録されるべき旨の記載)
- ・ 競合する商標の所有者が類似の商標の登録に異議を申し立てない具体的な商品の一覧又は同意書が商標が出願されるすべての商品に言及する旨の情報、及び
- ・ 書類の日付及び競合する商標の所有者の署名

法人の代理としての同意書には、その長又はその他の権限を有する者が署名し、その役職、姓及びイニシャルを表示する。

競合する商標の所有者から権限を与えられた者が同意書に署名した場合は、当該同意書には、競合する商標の所有者の代理として出願された標章の商標としての登録に対する同意を付与する権限を与える委任状を添付する。当該委任状がない場合又は委任状が権利所有者の代理として商標登録に対する同意を付与する権限を明示していない場合は、当該委任状に基づいて署名された書類は、出願された標章の商標としての登録に対する権利所有者の同意の表明とはみなされない。

出願された標章の商標としての登録に対する権利所有者の同意を確認する書類は、ベラルーシ語、ロシア語又はその他の言語により提出する。当該書類が他の言語により提出される場合は、当該書類には、権利所有者(法人の場合は、その長又はその他の権限を有する者)又はその特許代理人が署名したベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付する。

(181) 再審査の請願には、商標及びサービスマークの国際登録簿又は登録簿に対して行われた修正を確認する書類を添付することができる。当該書類は、商標及びサービスマークの国際登録簿の抄本、国際事務局による通知又は国際事務局による関係する公告とする。

再審査の請願には、出願に表示されていない保護されない要素を表示することができる。

(182) 再審査の請願とともに、出願人が再審査の実施に必要と考える書類を特許庁に提出する。

(183) 再審査は、法第 10 条(8)に規定する期限内に実施する。

(184) 特許庁は、法第 10 条(6)第 1 段に定める延長の期限が切れており、かつ、出願人が競合する標章又は商標登録に関する特許庁、裁判所、反トラスト当局又は国際事務局による最終決定が下されていないことを確認する書類を提出した場合は、再審査の段階において出願の手續遂行を停止する。

この場合、再審査の期間は、上記の当局が競合する標章又は商標登録に関する関係する決定を下すまで、12 月を超えない期間停止される。

出願人は、上記の当局により下された決定を特許庁に直ちに通知するものとし、その後、特許庁は、再審査を再開する。

出願人が再審査の停止日から 12 月以内に前記通知を提出しなかった場合は、特許庁は、出願資料において入手可能な情報に基づいて標章を再審査する。

第 18 節 出願の取下げ

(185) 出願は、商標の登録日前のその審査の如何なる段階においても、出願人の請求により取り下げることができる。

(186) 出願は、取下請求の受領日に取り下げられたとみなされる。

(187) 取り下げられた出願の審査は、実施しない。出願人の権利は、それ以降当該出願に基づくことができない。

(188) 取り下げられた出願は、他の出願を審査する際に考慮されない。

第 19 節 出願書類の閲覧

(189) 出願に関する情報の公開後は、何人も、出願及び出願日における添付書類を閲覧する権利を有する。

(190) 出願人は、出願及びその添付書類を、閲覧の日時について合意した後に特許庁において直接又は書面による請求により特許庁が提供する出願及びその添付書類の写しを受領することにより、閲覧することができる。

(191) 出願人でない者は、出願及びその添付書類を、特許庁が提供する出願及びその添付書類の写しを受領することにより、閲覧することができる。

(192) 商標の登録後は、出願及びその添付書類の閲覧は、その写しを受領することによってのみ可能である。

第 III 章 商標登録、修正及び登録有効期間の延長並びに商標の法的保護の終了

第 20 節 商標の登録簿への登録、登録証の発行及び登録に関する情報の公告

(193) 商標を登録する決定に基づいて、特許庁は、商標登録に係る所定の手数料の納付の証拠を示す書類の受領日から 1 月以内に商標を登録簿に記入する。

所定の手数料の納付を確認する書類が所定の期限内に提出されない場合は、商標の登録簿への登録は、実施しないものとし、商標登録を拒絶する決定が下される。

(194) 商標の登録日は、商標登録情報の登録簿への記入日とする。

(195) 特許庁は、商標の登録日から 1 月以内に登録証を発行する。登録証は、所有者に郵便により送付するか又は所有者が希望する場合は、特許庁において所有者又はその特許代理人に直接渡す。

(196) 登録証の様式は、国家科学技術委員会が決定する。

(197) 登録簿に記入された商標登録に関する情報は、商標登録日から 2 月以内に、特許庁が定める通り公報において公告される。

第 20-1 節 外国における商標登録及び国際登録

(197-1) 商標の国際登録出願(以下「国際出願」という)は、法第 16 条に従って行う。

(197-2) 国際出願は、国際事務局が定め、かつ、国際出願の出願日において有効な様式で、英語又はフランス語により提出する。

(197-3) 国際出願は、次のものとともに提出する。

- ・ 国際出願の審査請求及び国際事務局へのその送達
- ・ 所定の手数料の納付の証拠を示す書類
- ・ 特許代理人の権限を証明する書類(国際出願が特許代理人により提出される場合)
- ・ 国際出願様式に付す 1 部に加えて、8×8cm の登録出願された標章 2 部、及び
- ・ ベラルーシ共和国が締結した国際条約に従うその他の書類及び必要な場合は、国際商標を使用する意思の宣言書

(197-4) 登録出願された標章の画像を除き、国際出願及びその添付書類を 1 部のみ提出する。

(197-5) 外国における商標登録に係る手数料の納付の要件は、ベラルーシ共和国が締結した国際条約により定められる。

第 21 節 商標登録に対する修正

(198) 商標登録の有効期間中に、所有者又はその法律上の承継人(相続人)の請求が本規則に定める手続に従って商標登録の期間満了前に特許庁に提出されたときは、次の修正を商標登録に対して行うことができる。

198. 1. 所有者の法人名並びに/又は所在地、姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)並びに/又は居住地に対する修正

198. 2. 通信宛先に対する修正(受領者の修正並びに電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスに対する修正を含む)

198. 3. 商標が登録されている商品の一覧の縮減

198. 4. 商標の本質を変化させない商標の個々の要素に対する修正

198.5. 所有権の修正

198.7. 商標が登録されている商品を分割することによる商標登録の分割

198.8. 団体標章から当該団体標章を使用する権利を有する者の1が所有する商標への修正

198.9. 団体標章規約に対する修正，及び

198.10. 商標登録における文法的な，綴りの，句読点の，印刷上の及びその他の明白な誤記の訂正

(199) 商標登録の修正請求は，商標登録の有効期間中に，国家科学技術委員会が決定する様式で，ベラルーシ語又はロシア語により特許庁に提出する。請求を提出する者は，すべての欄に記入する。請求には，修正に係る情報のみを表示する。

商標登録の修正請求の適時でない提出から生じる不利な結果については，所有者又はその法律上の承継人(相続人)が責任を負う。

(200) 商標登録の修正請求は，特許庁に直接提出するか又は郵便により送付する。

(201) 商標登録の修正請求は，次の事項を含む。

201.1. 商標登録番号

201.2. 所有者又はその法律上の承継人(相続人)の法人名又は姓，名及び父系祖先名称(もしあれば)並びにその所在地又は居住地

201.3. 修正しようとする商標登録に関する情報であって，前記商標登録に記載されている通りのもの

201.4. 記入されるべき商標登録に関する情報

201.5. 所有者，その法律上の承継人(相続人)又は特許代理人の署名

201.6. 請求に関する通信宛先，及び

201.7. 本規則により要求されるその他の情報

(202) 商標登録の修正請求には，所有者，その法律上の承継人(相続人)又は特許代理人が署名する。請求に付す署名には，署名者の姓，イニシャル及び役職を添える。

特許代理人の選任は，第5章の規定に従って行う。

所有者又はその法律上の承継人がベラルーシ共和国の法人である場合は，請求には，その長又はその他の権限を有する者が署名し，その役職，姓及びイニシャルを表示する。

(203) 商標登録の修正請求には，所定の手数料の納付の証拠を示す書類及び必要な場合は，所有者，その法律上の承継人(相続人)又は特許代理人の認証を受けた修正内容を確認する書類又はその写しを添付する。

外国の所管当局により発行された修正内容を確認する書類は，ベラルーシ共和国が締結した国際条約に別段の規定がない限り，領事認証又は公印確認を受けている場合は，特許庁により受理される。

外国語により提出する書類には，ベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付し，かつ，所有者，その法律上の承継人(相続人)又は特許代理人の認証を受ける。

(204) 商標登録の修正請求が特許代理人を通じて提出される場合は，当該請求には，特許代理人の権限を証明する委任状様式を添付する。

(205) 特許庁に提出される書類及び情報の正確性についての責任は，請求を提出した者にある。

(206) 198.1.，198.2.及び198.5.に基づく同一の修正が同一の所有者により所有されている複数の商標登録に関する場合は，修正を行おうとするすべての商標登録を表示して，1の

請求を提出することができる。この場合、手数料は、請求に表示された各商標について納付する。

(207) 商標登録の修正請求は、本規則に別段の規定がない限り、特許庁に対するその提出日から1月以内に検討される。

(208) 商標登録の修正請求を検討する際には、特許庁は、必要なすべての書類が提出されているか否か及び当該書類が所定の要件を遵守しているか否かを検査する。

(209) すべての書類が提出されており、かつ、当該書類が所定の要件を遵守している場合は、特許庁は、関係する情報を登録簿に記入することにより、商標登録を修正する。

所有者の請求により、特許庁は、登録証の付属書類を作成することにより、登録証に198.1.及び198.3.から198.5.までに規定する修正を加える。

(210) 商標登録の修正日は、特許庁に対する請求の提出日とする。

(211) 特許庁は、商標登録に対して行われた修正を請求を提出した者に通知するものとし、行われた修正に関する情報を正当な手続で公報において公告する。

(212) 商標登録を修正するために必要な書類が提出されていないか又は請求の様式若しくは内容の所定の要件が遵守されていない場合は、特許庁は、3日以内に、請求を受理することを拒絶し、かつ、提出された書類を請求を提出した者に返却する。

(213) 所有者の法人名並びに/又は所在地、姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)並びに/又は居住地に対する修正の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

所有者の法人名及び/又は所在地の修正を確認する書類は、設立書類の紙面の写し、商業登記簿の抄本若しくは謄本又はその他の書類若しくはその写しであって、商標所有者の名称及び/若しくは所在地が修正されたことが明白になるものとする。

所有者の姓、名及び父系祖先名称(もしあれば)並びに/又は居住地の修正を確認する書類は、家族状況登録証明書(家族状況登録当局により発行された結婚証明書、離婚証明書又は姓、名若しくは父系祖先名称の修正の証明書)の写し又はその他の書類の写しであって、個人の姓、名、父系祖先名称及び/若しくは居住地が修正されたことが明らかになるものとする。

(214) 通信宛先に対する修正の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

(215) 商標が登録されている商品の一覧の縮減の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

商標が登録されている商品の一覧の縮減の請求を検討する際には、特許庁は、請求に表示された縮減後の商品の一覧を商標登録に含まれない商品の有無について検査する。

商標登録に含まれない商品は、縮減後の商品の一覧に含めることを認められない。

(216) 商標の本質を変化させない商標の個々の要素に対する変更の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

請求は、写真、印刷物又はコンピュータ生成画像の形態の変更後の標章の画像を含まなければならない。請求に含まれる画像に加えて、画像3部を提出する。画像は、本規則に定める要件を遵守した様式で提示する。

商標の個々の要素に対する変更がその色彩の名称又はコード(CMYK カラーモデルによる)に対する変更を伴う場合は、請求は、変更後の色彩の名称又はコード(CMYK カラーモデルによる)を含まなければならない。この場合、前記変更は、商標の本質を変化させてはならない。

特許庁が商標の個々の要素に対する変更がその本質を変更するか否かを審査する際には、(145)の規定が適用される。

(217) 所有者である法人の再編又は相続による商標権の移転の結果としての所有権の修正の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

(218) 所有者である法人の再編の結果としての所有権の修正の請求には、当該再編を証明する書類(すなわち、移転及び合併の証明書の写し、分割貸借対照表、設立書類の紙面の写し、商業登記簿の抄本又は謄本並びにその他の書類又はその写しであって、当該法人が再編されたことが明白になるもの)を添付する。

相続による所有権の修正の請求には、当該相続を証明する書類を添付する。

(221) 商標が登録されている商品を分割することによる商標登録の分割の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

商標が登録されている商品を分割することによる商標登録の分割の請求は、前記請求に表示された商品が原出願に含まれており、かつ、原出願が有効に存続する原出願の商品の一覧からのその他の商品と同種でない場合に可能である。

商標が登録されている商品を分割することによる商標登録の分割の場合は、商品の分割された部分について商標登録を実施するものとし、その番号は、原登録番号、登録分割を意味するラテン文字「B」及び登録分割番号を表示する数字から構成される(例えば、「1234-B01」、ここで、「1234」は原登録番号であり、文字「B」は登録分割を意味し、「01」は登録分割番号である)。特許庁は、商品の分割された部分について実施された商標登録に従って登録証を発行する。

商標登録の分割に関する情報を原登録証に記入する。

(222) 団体標章から当該団体標章を使用する権利を有する者の1が所有する商標への変更の請求は、団体標章登録証にその所有者として表示された者が、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

団体標章から当該団体標章を使用する権利を有する者の1が所有する商標への変更の請求には、当該変更に対する当該団体標章を使用する権利を有するすべての者の同意を添付する。

(223) 団体標章規約に対する修正の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

団体標章規約に対する修正の請求には、修正後の団体標章規約又は規約に対して行われた修正の一覧を添付する。

(224) 商標登録における文法的な、綴りの、句読点の、印刷上の及びその他の明白な誤記の訂正の請求は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

商標登録における文法的な、綴りの、句読点の、印刷上の及びその他の明白な誤記の訂正の請求には、正確な情報を表示した書類又はその写しを添付する。

特許庁に先に提出された書類における誤記の訂正は、所定の手数料の納付の証拠を示す書類が提出されたときに限り実施する。

特許庁は、商標登録と先に提出された書類に含まれる情報との相違を認めた場合は、文法的な、印刷上の及びその他の明白な誤記を職権により訂正する権利を有する。

(225) 特許庁は、法的措置による所有権の修正及びライセンス許諾契約又は商標質権設定契約の終了の場合を含め、執行力を有する裁判所命令に基づいて商標登録に対して関係する修正を行う。この場合、商標登録の修正日は、関係する裁判所の決定の発効日とする。ただ

し、前記裁判所の決定において異なる日が指定された場合はこの限りでない。

第 22 節 商標登録の更新

(226) 商標登録の更に 10 年間の更新の申請は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

2017 年 6 月 8 日前に登録証が発行されたオリンピック又はパラリンピックシンボルを含む商標の登録を更新する場合は、前記商標登録の更新の申請には、「オリンピック及びパラリンピックシンボルの使用に関して」の 2016 年 12 月 5 日のベラルーシ共和国大統領令第 440 号(ベラルーシ共和国国家法律インターネットポータル, 12.07.2016, 1/16763) (1)1.3. 第 1 段にいうオリンピック及びパラリンピックシンボルの使用許可を添付する。

(227) 商標登録の更新の申請の提出及び審査は、本章の詳細を考慮して、(199)から(212)までに従って行う。

(228) 商標登録の更に 10 年間の更新の申請が同一の所有者により所有されている複数の商標登録に関する場合は、更新を申請するすべての商標を表示して、1 の申請を提出することができる。この場合、手数料は、申請に表示された各商標について納付する。

(229) 商標登録の更に 10 年間の更新の申請は、現在の商標登録の最終年次中に提出する。商標登録の更に 10 年間の更新の申請は、登録の期間満了後 6 月以内に提出することができる。ただし、商標更新の 6 月のグレースピリオドに係る手数料が納付されることを条件とする。

(230) 商標登録の更に 10 年間の更新の申請は、特許庁によりその提出日から 15 日以内に検討される。

(231) 特許庁は、商標登録の更新に関する情報を登録簿及び所有者の請求により、登録証に記入し、商標登録の更新を所有者に通知し、かつ、当該修正に関する情報を正当な手順で公報において公告する。

第 23 節 国内商標登録の国際登録による代替、国際登録から国内出願への変更及び登録証副本の発行

(232) 商標登録の有効期間中に、所有者が現在の商標登録の期間満了前に特許庁に申請したときは、国内登録を国際登録により代替することができる。

国内商標登録の国際登録による代替の申請は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。申請は、1 の国内商標登録のみに関するものとする。

(233) 国内商標登録の国際登録による代替の申請の提出及び検討は、本章の詳細を考慮して、(199)から(212)までに従って実施する。

(234) 国内商標登録の国際登録による代替の申請は、特許庁によりその提出日から 1 月以内に検討される。

(235) 国内商標登録の国際登録による代替は、次の要件が遵守されていることを条件として実施する。

235.1. 国内商標登録が国際登録と同一の者により所有されていること

235.2. 国際登録がベラルーシ共和国の領域を対象とすること

235.3. 国内商標登録の商品の一覧に含まれるすべての商品が国際登録の商品の一覧に含まれること、及び

235. 4. 国際登録日が国内登録日より後であること

(236) 国内商標登録の国際登録による代替は、国内商標登録を無効にしない。

(237) 特許庁は、国内商標登録の国際登録による代替に関する情報を登録簿に記入し、その旨を所有者及び国際事務局に通知し、かつ、当該代替に関する情報を正当な手順で公報において公告する。

(237-1) ベラルーシ共和国において効力を有している国際商標登録であって、国際条約により定められた状況の発生に起因して前記登録に掲載された商品の全部又は一部について本国官庁の請求により商標及びサービスマークの国際登録簿から除外されたものは、商標所有者の請求が特許庁に提出されたときは、国内出願に変更することができる。ただし、次のことを条件とする。

- ・変更出願された国内出願を、国際登録が商標及びサービスマークの国際登録簿から削除された日から3月以内に特許庁が受領すること
- ・国内出願に表示された商品がベラルーシ共和国についての国際登録に含まれる商品の一覧に包含されること、及び
- ・変更出願された国内出願及び添付書類が法第6条(4)及び(6)に規定する要件に従って作成及び提出されること

変更出願された国内出願は、関係する国際登録の日又は国際登録の領域指定の記録日に提出されたものとみなされるものとし、国際登録が優先権に関する情報を含む場合は、国内出願は、同一の優先権を有する。

国際登録から国内出願への変更の請願は、出願とともに、国際登録に関する情報(国際登録の無効に関する情報を含む)及びそのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付して、所定の様式で提出する。

(238) 商標登録の有効期間中に、登録証が紛失又は毀損した場合において、所有者の請求が商標登録の期間満了前に特許庁に提出されたときは、登録証副本を発行することができる。登録証副本の申請は、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。申請は、1の商標登録のみに関するものとする。

(239) 登録証副本の申請の提出及び検討は、本章の詳細を考慮して、(199)から(212)までに従って実施する。

(240) 登録証副本の申請には、所定の手数料の納付の証拠を示す書類を添付する。毀損した登録証もまた、申請に添付する。

(241) 登録証副本の申請は、特許庁によりその提出日から15日以内に検討される。

(242) 特許庁は、登録証副本の発行に関する情報を登録簿に記入し、かつ、発行された登録証副本に関する情報を正当な手順で公報において公告する。

登録証が紛失した場合は、登録証原本の無効に関する情報を、登録証副本の発行に関する情報と同時に公報において公告する。

(243) 登録証副本は、登録簿に対して行われた先の変更を考慮して、その発行日における商標登録の詳細を含む。

(244) 登録証副本の発行日は、登録証副本の申請日とする。

登録証原本は、登録証副本の発行日から無効とみなされる。

第 24 節 商標の法的保護の終了

(245) 審判部又は裁判所の決定に基づく商標の全部若しくは一部の法的保護の無効又は商標の法的保護の終了の場合は、特許庁は、登録簿への対応する記入を行い、その旨を所有者に通知し、かつ、商標の全部若しくは一部の法的保護の無効又は商標の法的保護の終了に関する情報を正当な手順で公報において公告する。

(246) 商標の全部若しくは一部に対する法的保護の無効又は商標の法的保護の終了に関する情報の登録簿への記入日は、審判部又は裁判所の決定の発効日とする。ただし、上記の決定において異なる日が指定された場合はこの限りでない。

(247) 所有者が(229)第2段に定める期間内に商標登録の更に10年間の更新の申請を提出しなかった場合は、特許庁は、商標の法的保護の終了に関する情報を登録簿に記入し、その旨を所有者に通知し、かつ、商標の法的保護の終了に関する情報を正当な手順で公報において公告する。

(248) 商標登録の取消しの請求は、所有者又はその特許代理人が、国家科学技術委員会が決定する様式で提出する。

(249) 商標登録の取消しの請求の提出及び検討は、本章の詳細を考慮して、(199)から(212)までに従って実施する。請求は、1の商標登録のみに関するものとする。

(250) 商標登録の取消しの請求が所有者の特許代理人により提出される場合は、商標登録を取り消す特許代理人の権限を委任状様式に明示する。

(251) 商標登録の取消しの請求は、特許庁によりその提出日から15日以内に検討される。

(252) 商標の法的保護の終了日は、商標登録の取消しの請求の提出日とする。

(253) 特許庁は、商標登録の取消しに関する情報を登録簿に記入し、その旨を所有者に通知し、かつ、商標登録の取消しに関する情報を正当な手順で公報において公告する。

(254) 所有者である法人の終了又は個人の死亡に起因する商標登録の取消しの請求は、何人も国家科学技術委員会が決定する様式で提出することができる。ただし、商標に対する権利が所有者の法律上の承継人(相続人)に移転されていないことを条件とする。

個人所有者の死亡に起因する商標の法的保護の終了の請求は、個人所有者が死亡した日又は裁判所により死亡を宣告された日後6月以後に提出する。

(255) 所有者である法人の終了又は個人の死亡に起因する商標登録の取消しの請求の提出及び検討は、本章の詳細を考慮して、(199)から(212)までに従って実施する。請求は、1の商標登録のみに関するものとする。

(256) 所有者である法人の終了又は個人の死亡に起因する商標登録の取消しの請求には、所有者である法人の終了又は個人の死亡の事実を証明する書類の写しを添付する。

(257) 所有者である法人の終了又は個人の死亡に起因する商標登録の取消しの請求は、特許庁によりその提出日から15日以内に検討される。

(258) 所有者である法人の終了又は個人の死亡に起因する商標の法的保護の終了の請求の審査時まで、所有権の修正の申請が特許庁に提出されなかった場合は、特許庁は、商標の法的保護の終了に関する情報を登録簿に記入し、その旨を請求を提出した者に通知し、かつ、商標の法的保護の終了に関する情報を正当な手順で公報において公告する。